

庁議(局・区政策会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 7 月 16 日

案件名	相模原市簡易水道事業の公営企業会計への移行について										
所管	都市建設	局区	道路	部	津久井土木事務	所	担当者		内線		
概要	<p>水道事業については、全国的に人口減少に伴う料金収入の減少や施設、設備の老朽化に伴う更新投資の増大などが大きな課題となっており、今後、経営環境がますます厳しくなっていくことが見込まれている。</p> <p>本市の簡易水道事業においては、「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」を基本理念に掲げた水道ビジョンにおいて、令和2年4月からの地方公営企業法適用を位置づけており、法適用に係る基本方針は既に政策決定されている。</p> <p>この基本方針に基づき、令和2年度からの公営企業会計移行にあたり、「(仮称)相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例」を制定するもの</p>										
審議内容(論点)	<p>○相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例について</p> <p>○附属機関((仮称)相模原市簡易水道事業審議会)の設置について</p> <p>今後のスケジュールについて</p>										
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名									
審議日	関係課長会議	令和元	年	5	月	24	日	政策調整会議	年	月	日
	局・区政策会議	令和元	年	7	月	18	日	政策決定会議	年	月	日
日程等調整事項	条例等の調整	条例 制定あり	議会上程時期		令和元年12月		定例会議	報道への情報提供	なし		
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年9月頃		議会への情報提供	部会	令和元年9月			
	審議会等、協議会等の設置	あり	個人情報の目的外利用等		なし						
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との調整	下水道経営課	企業会計財務システムの運用				調整中				
		会計課	移行後の会計処理				調整中				
		総務法制課	条例(案)の構成及び内容				調整中				
		情報公開課	附属機関の設置				調整中				
		財務課	一般会計からの繰入金等				調整中				
	打合せ・会議の経過										
	月 日	会議名等				内容					
	H28.11.14	関係課長会議				相模原市簡易水道事業の地方公営企業法の適用の取組方針について					
	R1.5.13	担当者打合せ会議				相模原市簡易水道事業の地方公営企業会計への移行について					
	R1.5.24	関係課長会議				相模原市簡易水道事業の地方公営企業会計への移行について					
備考											
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局政策会議)										
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	職員課	企画政策課	経営監理課	財務課	契約課	道路計画課	下水道経営課	会計課	都市建設総務室	津久井土木事務所
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易水道事業は県営水道との統合を目指しているのか、企業庁側はどのような見解なのか、企業庁側は現状では統合を考慮していないが、市としては統合を目指していきたいと考えている。 ○令和2年4月に、公営企業会計への移行を義務付けられているのか、総務省から令和2年4月までの移行を要請されている状況で、移行に伴う経費については今年度までは起債が使える。 ○一般会計繰入金が続くことについて第三者に対して説明ができるのか。公営企業会計に移行する意味はあるのか。移行することによって経営が良くなるのではなく、経営状況が透明化することにより、経営改善に向けた料金改定や施設改修等の必要性が分かりやすくなる。 ○公営企業会計移行は今後控えている料金改定とともに庁議に諮るべきではないか。料金改定については、審議会を立ち上げて適正な料金体系について検討したいと考えている。上部庁議においては、資料を追加し、内容を諮りたい。 ○審議会設置を条例または規則で行うのかは再調整し、上部庁議において審議すること。審議会を条例設置とする場合は、設置条例制定と合わせて12月議会に提案することになるが、部会の開催時期などを総務法制課と調整すること。 ○会計でみている職員数の変更及び審議会の委員報酬等については、個別に職員課と調整すること。 <p>【事務事業調整会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域が管理する小規模水道も含めて公営企業会計に移行するのか、移行後の財政収支の見通しは、市営簡易水道を移行する。県営水道などを参考に料金改定を検討することとなるが、赤字が解消できるものではない。 ○全体スケジュールは、かなりタイトであるため、執行体制の強化が必要と考えるが、局内で体制強化に向けた調整を行っている。 ○附属機関の構成委員はどうなっているのか、学識経験者、公認会計士、既存簡易水道の代表者、神奈川県企業庁、公募委員などを検討しているが、詳細は今後調整をする。 										

事案の具体的な内容

1 事案の概要

水道事業については、全国的に人口減少に伴う料金収入の減少や施設、設備の老朽化に伴う更新投資の増大などが大きな課題となっており、今後、経営環境がますます厳しくなっていくことが見込まれている。

本市の簡易水道事業においては、「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」を基本理念に掲げた水道ビジョンにおいて、令和2年4月からの地方公営企業法適用を位置づけており、法適用に係る基本方針は既に政策決定されている。

この基本方針に基づき、令和2年度からの公営企業会計移行にあたり、「(仮称)相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例」を制定するもの

2 地方公営企業法適用の基本方針(平成28年12月市長決裁)

○法適用範囲

一部適用(財務規定等のみを適用する)

管理者の権限は、市長が行う(現行組織体制を運用)。

○会計の設置

相模原市簡易水道事業会計 【参考】相模原市下水道事業会計(一部適用:財務規定等のみ適用)

3 条例の制定

(1)制定の考え方

地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により適用する同法第4条の規定に基づき、相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例を新たに定める。

(2)条例の所管

所管課は、津久井土木事務所とする。

(3)条文の構成(案)

第1条 趣旨

第2条 簡易水道事業の設置

第3条 法の財務規定等の適用

第4条 経営の基本等

第5条 重要な資産の取得及び処分

第6条 議会の同意を要する賠償責任の免除

第7条 会計事務の処理

第8条 議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等

第9条 業務状況等説明書類の作成

(4)関連する条例等の取扱い

新規条例を制定するに当たり、以下の条例、関連規則等の制定・改正が必要となる。

相模原市簡易水道条例

第2条 設置及び給水区域

第29条 使用料の算定

第37条 加入金

別表第1 削除

相模原市特別会計条例

第1条 設置(地方自治法第209条第2項) 第2条 設置(法律に基づく設置)へ

附属機関の設置に関する条例

第2条に関する別表に(仮称)相模原市簡易水道事業審議会を加筆

相模原市青根簡易水道基金条例

第2条 積立て「簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」 「簡易水道事業会計歳入歳出予算」へ修正

(仮称)相模原市簡易水道事業経理規則の制定

(仮称)相模原市簡易水道事業審議会規則の制定

相模原市行政組織及び事務分掌規則の一部改正

相模原市事務専決規程の一部改正

4 市民等への周知、合意形成

令和元年9月 パブリックコメントの実施

5 事業実施による効果

○企業会計方式(複式簿記)の導入 経営状況が透明化、住民への適切な説明

○経営基盤の計画的な強化 更新投資の優先度の把握、設備投資の合理化

○財政マネジメントの向上 将来必要な投資を踏まえた料金算定

6 事業スケジュール

令和元年7月 庁議

9月 市議会 建設部会、パブリックコメント実施

12月 市議会 議案上程

令和2年2月 市議会 新年度予算上程(公営企業会計)

4月～ 公営企業会計移行

都市建設局政策会議 議事録

開催日 令和元年 7 月 1 8 日

出席者 森副市長、都市建設局長、まちづくり計画部長、広域交流拠点推進部長、
まちづくり事業部長、道路部長、下水道部長、津久井土木事務所長、
都市建設総務室担当課長

1 相模原市簡易水道事業の公営企業会計への移行について

(説明者 : 道路部長)

(1) 主な意見等

公営企業会計移行に向けたスケジュールについて、地域の方は承知しているのか。

具体的な内容についてはまだ説明を行っていない。ただし、青根地区の水道委員会に対しては、以前から料金改定については必要である旨の説明はしている。

料金改定の具体的な時期は決まっているのか。

審議会を設置し、そこで料金改定も含めたこれからの簡易水道事業全体の健全経営化について検討することとなる。

○ 市の組織体制はどのようになるのか。

経理・審査関係については、令和 2 年度は下水道部が所管し、地元との調整や審議会に関する業務等については引き続き道路部で所管する。

○ 簡易水道事業の経営状況は。

令和元年度予算で基金繰入金、一般会計繰入金で合計約 1 億円となっている。

○ 繰入金が発生している状況で、公営企業会計へ移行するのか。例えば、経営状況が改善されないと移行できないという基準はないのか。

繰入金の有無は、公営企業会計への移行に影響するものではない。

公営企業会計への移行の目的は、財政状況や収入と支出の関係を明確にした上で、簡易水道事業の進め方、料金改定の必要性等について検討し、将来にわたり安定的に事業を行うことである。

○ (仮称) 相模原市簡易水道事業審議会について、審議会の役割を整理することが重要となる。

- 現在の、市営簡易水道の事業規模は。
対象人口は、青根簡易水道は 5 8 8 人、藤野簡易水道は 1 3 9 8 人。事業者数は、青根簡易水道は 5 件、藤野簡易水道は 1 2 件である。
- 財務、契約関連の規則について、改正を行うのか。
(仮称) 相模原市簡易水道事業経理規則を制定する。
- 公営企業会計への移行に伴い、(仮称) 相模原市簡易水道事業審議会在り方や進め方、地域への説明について、市民から様々な意見があると考えられる。
事業の目的は、安定的に地域の水道事業を行っていくことであることを丁寧に説明していく必要がある。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上